平成30年度 第２回 介護保険運営協議会議事録

開催日時　平成30年11月１日（木）午後２時00分から午後４時05分まで
開催場所　横須賀市役所　本庁舎５階　正庁
出 席 者
【委　員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、五十嵐委員、大島委員、奥田委員
金井委員、佐野委員、塚本委員、三堀委員、楊箸委員
（欠席）菊池委員、千場委員、星名委員、松本委員
【事務局】濵野福祉部長
介護保険課　小貫課長、檜山課長補佐、鈴木係長、八田係長、関係長
木村主任、川崎
指導監査課　矢本課長、佐藤係長、安藤主任
高齢福祉課　田中課長、松谷課長補佐、小林課長補佐、河島課長補佐
芝原係長、中島係長、竹内主任、川田主任、二宮、花澤、浅羽
【傍聴者】なし

１　開　会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

２　委員紹介

平成30年７月１日付けで委員委嘱を行った後の初回の協議会であるため、事務局から委員全員の名前を読み上げ紹介した。

３　事務局職員紹介

福祉部長が事務局職員を紹介した後、事務局を代表して挨拶を行った。

４　介護保険運営協議会の役割

新任委員もいるため、事務局から資料２－１及び資料２－２に基づき、当協議会における審議事項の取り扱い等について説明を行った。

５　議　題

（１）介護保険運営協議会委員長、副委員長の選任

介護保険条例等施行取扱規則第 28 条第１項の規定により、委員による互選が行われ、委員長は橋本委員、副委員長は鈴木委員に決定した。

これより先の議事進行は、委員長によって進められた。

（２）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料３に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　１ページの「総人口」について、市の公表等では40万人を割ったと聞いていたが、この資料の数字との違いは何か。

事務局　　資料に掲載しているのは住民基本台帳人口で、本市に住民票を置いている人の数である。一方、40万人を割ったと公表されているのは推計人口で、国勢調査を基にした数である。住民基本台帳人口は、本市に住民票を置いたまま市外で生活している方も含まれており、推計人口より多くなっている要因の一つと考える。

委　員　　つまり、住民票上の数字が406,003人ということか。

事務局　　そのとおりである。

委　員　　４ページ（２）の16番「夜間対応型訪問介護」は、28年度が０、29年度が８で、前年度比は「－」で表記されている。また６ページ（２）の９番「短期入所療養介護」は、28年度が６、29年度が０で、前年度比が「０」になっている。単純に29年度÷28年度×100で計算したからだと思う。こういう出し方もあるだろうが、前年度比は、29年度の数から28年度の数を引き、その増減分を28年度に対するパーセンテージで示すのが一般的。そのような表記に改めた方がよいと思う。

事務局　　これまで前年度比は29年度÷28年度×100で計算していたが、ご指摘のとおり増減した分を％で示す方が正確で分かりやすい。例えば、６ページ９番の「短期入所療養介護」なら、０％でなはく△100％ということになる。今後はそのように改める。

委　員　　７ページ、特別給付のうち「搬送サービス」について、回数が減っている原因と今後の必要性について教えてほしい。

事務局　　搬送サービスとは在宅で介護保険を利用している人が目的地に行く際に、谷戸や高台など横須賀市独自の地形について、車まで下ろしたり、上げたりするサービスである。平成27年度から特別養護老人ホームの入所要件が原則要介護３以上の人が対象になった。介護度が重い人が施設に入ると搬

送サービスの利用数も減る。よって、今まで搬送サービスを利用していた人の施設入所が進んだことが原因だと考える。また、今後の必要性について、利用数は減っているが谷戸や高台などが減っているわけではないので、そこに人が住んでいる限り搬送サービスは必要だと考えている。

（３）横須賀高齢者保健福祉計画（第６期介護保険事業計画を含む）の実績について
【報告事項】

事務局から資料４に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　13ページ「介護予防通所介護相当サービス」について、平成29年１月から定額制から回数制に変わったとのことだが、その内容を教えていただきたい。また、16ページの「よこすか市民後見人等運営事業」について、25名の人が活動しているということだが、29年度実績は13人となっている。全員が受任しているわけではないと思うが、受任の傾向が増えているのか減っているのか、30年度の状況が分かれば教えていただきたい。

事務局　利用料金体制は介護予防通所介護相当サービスも介護予防訪問介護相当サービスも同時期に替わった。従来の定額制では、利用回数が月１回でも複数回でも同じ金額だった。しかし、市民からそれは不公平であるとの意見があった。それを是正するために、利用実績に応じて、一回あたりいくらという回数制に替わった。これは、介護保険の介護給付と同じ形である。市民後見人等運営事業について、現在の受任件数は15となっている。29年度は13件ということで、件数的には少しずつではあるが増えている。また、高齢者の後見人申し込みは10件前後で推移している。

委　員　14ページについて、介護保険というものの中では「予防」という考えは非常に重要だと思う。しかし様々な制度が変わっていく中で、平成29年度も延べ件数が少なくなっている。今後について、予防という観点からどのように考えているか。

事務局　介護予防普及啓発の事業は制度の改正もあり少しずつ件数が減ってきている。また、全国的な傾向として単発の教室で介護予防の知識を得るよりも、身近な町内会などで継続的に介護予防の活動をした方が効果的と考えられてきている。そこで横須賀市でもなるべく地域で集まれるような環境整備や、そこで視聴するＤＶＤの作成など、地域で集まるということに方向転換をしている。介護予防普及啓発については、広く市民に周知するという目的で介護予防に関する講演会などを実施している。

委　員　　地域包括支援センターが13カ所から12カ所に減ったが、その原因は何か。また、減ったことによる人手の影響や手当は何かあるのか。

事務局　　13カ所から12カ所に減った原因は法人の辞退である。人手に関しては事業所の努力もあり、現在は充足していると考えている。手当に関しては、直接の手当ではないが後方支援をした。今後、事業所評価を行う予定である。

（４）地域密着型サービスについて

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について【意見聴取事項（事後）】

事務局から資料５に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　３ページ、「デイサービスふくふく亭」のその他の利用料について、「おむつ・リハビリパンツ」が一枚150円、「パット」が一枚150円とあるが値段設定が疑問である。利用者がどのような使い方をしているのかは分からないが、それを鑑みても疑問である。 また、図面の台所について、デイサービスの台所のシンクがこの大きさで大丈夫なのか。

事務局　　その他の利用料については、実費となっているためメーカーの違いなどで値段の設定が変わってくるものだと思われる。また、その他の利用料で利益が生じるということは想定していない。台所については、食事の形態について、事業所で調理をする場合と、お弁当を頼む場合と、温めるだけの調理をする場合がある。ふくふく亭については、温めるだけの調理をするタイプなので、問題はないと考えている

委　員　　台所は平面図でいうとどこにあたるのか。

事務局　　「ＩＨ」と記載がある箇所である。

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】

②地域密着型サービス事業者指定のための同意について【報告事項】

③地域密着型サービス事業の廃止について【報告事項】

④介護予防支援事業者の指定更新について【報告事項】

事務局から資料６－１から資料６－４に基づき説明を行い、質疑はなかった。

（５）「地域包括支援センター」について【意見聴取事項】

平成29年度地域包括支援センター活動状況等について

事務局から資料７及び当日席上配布した資料７（追加）に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　資料７の「権利擁護」内の成年後見人制度の相談件数は、前年に比べると増えている。また、独居の高齢者や知的障害・精神障害を持っている人も増えている。そして、この件数の中で申立につながるものは絞られてくると思うが、資料４の16ページの成年後見制度利用支援事業の市長申立件数は29年度は11件である。依頼の状況はどのようになっているのか。

事務局　相談件数は増えている。ただ、市長申立に至るまでは、市でいろいろ調査をしている。その中で、親族がいることが分かった場合、その親族にアプローチをかけている。また、専門職に依頼するケースも増えている。全体的に増えているし、今後も増えると予想している。

委　員　資料７の「平成29年度地域包括支援センター活動状況について」の権利擁護内の「その他」の内容はどういったものなのか。また、包括支援センターによって収支にバラつきがあるが、これはどのように解釈すればよいか。また、市としてどのように考えているか。

事務局　「その他」の内容は、複合的な部分になる。いろいろなケースの権利擁護である。収支状況について、介護報酬に関しては、やればやるだけ報酬が上がる。ただそれにつながるケアマネジメントの業務だけをやってしまうと、総合的な相談業務に支障が出るので、そこは制限をし、増えるようならばケアマネジャーを雇ってもらい、本来市が委託している業務をしっかりとやってもらうようにお願いしているところである。また、マイナスが大きい包括支援センターについては、地域の窓口となるということを意識して総合相談業務に力を入れてもらっているところである。本来であれば、全ての包括支援センターがそうであるべきだが、今後の事業評価で、市が求めていることを最低限できるような形で評価をする中で話をしていければと思う。

委　員　資料７の「平成29年度地域包括支援センター活動状況について」の「総合事業」の件数について、地域包括支援センターによって数字のバラつきが激しいが、どういう算定方法になっているのか。要支援１・２から総合事業に移っていると思うが、それは現在どのような状況なのか。

事務局　総合事業の件数の算定方法について、総合事業に関する相談で、ヘルパーとデイサービスという言葉が出てきた相談については、全て「総合事業」にカウントしている。ただこれによって今回のような大きな格差が出てし

まっているので、精査の必要があると考えている。平成28年１月～12月の１年で移行したので、完全にこの12カ月で完了している。

委　員　虐待の件数が増加しているようだが、市はどのように対処しているのか。また、今後件数を減少させていくための対応策はどのように考えているか。

事務局　虐待に関しては、２カ月に一度、地域包括支援センターと合同で会議を行っており、進捗状況等を確認しながら進めていく。件数減少の対応策に関しては、今後件数を減少させていくことは難しいと考えている。むしろ周知がされ相談件数が増えるということは相談できる人が増えるということなので、高齢者を守る活動としては大切な部分だと考えている。

委　員　虐待の数が増えているのはそれが表に出てきたということで、ある意味で活動が評価されてきたととらえるのは正しいと思うが、地域包括支援センターごとにカウントする基準がバラバラではデータとしての意味をなさないのではないか。数字に差があるのは虐待ととらえる施設の職員の感覚の問題があるか、あるいはカウントに対する共通の理念のようなものがないことに問題があると思う。どういうものをカウントするのかが分かりやすい書式のようなものがあればよいのではないか。また、対象の高齢者数が同じ表の中にあると分かりやすいのではないか。

事務局　委員のご指摘のとおりだと思うので、カウントの基準を分かりやすくすることを検討したいと思う。

委　員　資料７の「北下浦地域包括支援センター」について、その他の活動による支出が約1,500万円あるが、この具体的な内容を教えていただきたい。また、全ての地域包括支援センター共通の事項だが、固定資産の取得等があった場合には経常的な収支はどのように補填されるのか。

事務局　北下浦地域包括支援センターの支出は、センターが特養内に併設されており、法人の会計規則に則り、センターから特養本体に資金を移動したものである。固定資産については固定資産台帳に載り、資産となる。その後、減価償却することになる。

委　員　経常的な収支によって施設整備等による収支の赤字を補填する形になっているのが現状ということか。

事務局　そうである。

委　員　介護保険３施設の整備目標について、介護療養型医療施設が０となっているが、それに代わるものはあるのか。

事務局　介護医療院というものが今年度から創設された。第７期介護保険事業計画においては、計画策定当初国から詳細が示されていなかったため、新設での整備というものは考えていないのが現状である。

６　その他

「第７期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について」

事務局から当日席上配布した資料８に基づき説明を行い、質疑はなかった。

７　閉　会

次回の開催予定日時（平成30年12月17日14時）を事務局（介護保険課長）から説明し、閉会した。

以上